

熊本地域振興 I Cカード会員WEBサイト利用規則

第1条(本規則の目的)

1. 本規則は、株式会社肥後銀行(以下「当行」という)が運営する「熊本地域振興 I Cカード会員WEBサイト」(以下「会員WEBサイト」という)を通じて提供する各種サービス(以下「本サービス」という)の内容と使用条件を定めることを目的とします。
2. 会員は、当行が会員WEBサイトにおいて掲示する各サービスの「ご案内」・「ご利用上の注意」等も、本規則の一部であることを了承の上、本規則を承認します。

第2条(適用範囲)

1. 本サービスにかかわる取扱いについては、本規則の定めるところによります。
2. 本規則が改定された場合、以後の本サービスにかかわる取扱いについては、改定された規則の定めるところによります。
3. 本規則及び本規則に基づいて定められた規定は、予告なしに変更されることがあります。
4. 本規則に定めのない事項については、法令および「熊本地域振興 I Cカード取扱規則」等の定めるところによります。

第3条(用語の定義)

本規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「WEBサイト」とは、パソコン用サイト(以下「PCサイト」という)と携帯電話用サイト(以下「モバイルサイト」という)の2つのサイトのことをいいます。
- (2) 「会員」とは、記名式熊本地域振興 I Cカードの所有者が、本規則に同意し、会員WEBサイトで当行所定の方法により登録を行った者をいいます。
- (3) 「プロモーション」とは、会員に対し熊本地域振興 I Cカードの利用促進を目的とした、電子クーポンや期間限定ポイント情報、スタンプラリー等、会員に向けたサービスのことをいいます。

第4条(本サービスの内容等)

1. 会員は、本規則の内容に従って、会員WEBサイトにおいて提供する各種機能のご利用ができるものとします。提供するサービスの内容は会員WEBサイトにて公示します。
2. 当行は、会員WEBサイトへの公開その他の所定の方法で会員に通知することにより、本サービスの内容を任意に変更又は中止することができるものとします。
3. 本サービスは、暗号技術等を含め、当行がその時点で提供可能なものとしますが、その完全性、正確性、有用性等に関し、当行はいかなる保証も行いません。
4. 当行は、会員より同意を得た場合に限り、当行および当行と個人情報提供に関する契約を締結した提携企業各社が、正当な事業活動に利用するために、会員に対し E メールで通知や情報提供を行うサービスを提供するものとします。

第5条(利用登録について)

1. 利用を開始した時点で、会員は本規則の内容を承諾しているものとみなします。
2. 会員は会員WEBサイトに新規登録する際に自身のパスワードを設定するものとします。
3. 生年月日、電話番号等から推測される数字等は使用せず、その他の番号をパスワード登録するものとします。
4. 本サービスの利用者資格は会員本人のみに限るものとします。

第6条(権利の譲渡等)

会員は会員として有する権利を第三者に譲渡もしくは使用させたりする等の行為は行わないものとします。

第7条(変更の届出)

1. 会員は、熊本地域振興ICカードの登録内容に変更、住所その他当行への届出内容に変更があった場合は、速やかに当行所定の方法で変更の届出をするものとします。
2. 前項届出がなかったことで会員が不利益を被ったとしても、当行はいかなる責任も負わないものとします。

第8条(会員の管理責任)

1. 会員が本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、会員は自己の責任と費用によりこれを解決し、当行に迷惑あるいは損害を与えないものとします。
2. 当行は、本サービスの利用により発生した会員の損害に対し、当行に故意又は過失がある場合を除き、いかなる責任をも負わず損害賠償の義務はないものとします。
3. 会員が第1項に該当して当行が損害を被った場合、当該会員に対して、被った損害の賠償を請求できるものとします。

第9条(私的目的以外への利用禁止)

1. 会員は、本サービスの利用を通じて取得した一切の情報を私的な利用目的の範囲内でのみ使用するものとします。
2. 会員は、営業、営利を目的とした会員WEBサイトおよび本サービスの利用をしてはならないものとします。
3. 会員は、前項に反する行為を第三者にさせてはならないものとします。

第10条(その他の禁止事項)

会員は、前条の他、会員WEBサイト上で以下の行為をしてはならないものとします。

- (1) 公序良俗に反する行為。

- (2) 犯罪的行為あるいは犯罪に結びつく行為。
- (3) 他の会員又は第三者の著作権を侵害する行為。
- (4) 他の会員又は第三者の財産、プライバシー等を侵害する行為。
- (5) その他、法律に反する行為。
- (6) 他の会員又は第三者を誹謗中傷する行為。
- (7) 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為。
- (8) 会員WEBサイトの運営を妨げ、あるいは当行の信頼を毀損するような行為。

第11条(個人情報の取扱い)

1. 登録された会員の個人情報は、当行が管理します。
2. 当行は、取得した個人情報を次の目的で利用します。
 - (1) 会員WEBサイト利用新規・変更・退会等の登録内容の確認。
 - (2) 当行から利用者に連絡する必要がある場合の連絡先の確認。
 - (3) 当行および当行と個人情報提供に関する契約を締結した提携企業各社におけるプロモーションの企画、会員への連絡。
3. 記名式熊本地域振興ICカードの記名人が、本規則に同意し、当行所定の方法により会員WEBサイト利用登録を行った時点で、第1項、第2項に同意したものとみなします。

第12条(当行による会員WEBサイトの一時停止等)

1. 当行にて緊急性が高いと認めた場合には、会員に事前に通知することなく当該会員の当該サイトの使用を禁止することがあります。
2. 当行が前項の措置をとったことで会員が本サービスの利用が出来ず、これにより損害が発生した場合でも、当行はいかなる責任も負いません。
3. 第1項、第2項の定めにかかわらず、当行が認めたときは、当行は本サービスの利用に代る代替措置をとるものとします。

第13条(情報等の削除)

当行もしくは会員が登録した情報等が、当行の各サービス毎に定める所定の情報等保存期間あるいは量を超えた場合、および運営又は保守管理上の必要が生じた場合、当行は会員に事前に通知することなく登録された情報を削除することがあります。

第14条(一時的な中断)

1. 当行は、次のいずれかに該当する場合、会員に事前に通知することなく、本サービスを一時的に中断することができるものとします。
 - (1) システムの保守を定期的に又は緊急に行う場合。
 - (2) 火災、停電、天災、戦争、暴動、労働争議等により会員WEBサイトの運営ができなくなった場合。

- (3) その他、当行が会員WEBサイトの一時的な中断が必要と判断した場合。
2. 当行は、前項に基づく本サービスの提供の遅延又は中断等に起因して会員又は第三者が被った損害について、いかなる責任も負わないものとします。

第15条(熊本地域振興ICカード会員 WEB サイト運営の中止)

1. 当行は3ヶ月の予告期間をもって会員に事前に通知することで、会員WEBサイトの運営を中止することができます。
2. 前項通知は、会員WEBサイト上に3ヶ月表示した時点で全ての会員が了承したものとみなします。
3. 当行は会員WEBサイト運営の中止の際、前項の手続を経ることで、中止に伴う会員又は第三者からの損害賠償請求を免れるものとします。

第16条(利用登録の抹消)

1. 会員が以下のいずれかの項目に該当する場合、当行は、会員に事前に通知することなく、利用登録の抹消あるいは会員WEBサイト使用の一時停止を行うことができるものとします。
- (1) 利用申込者が熊本地域振興ICカード会員又はクレジット熊本地域振興ICカードの会員でない場合。
- (2) カードの利用状況、支払い状況等が不適當な場合。
- (3) 利用申込における申告事項に、虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがあった場合。
- (4) 会員が反社会的勢力であることが判明した場合。
- (5) 利用時に虚偽の申告をした場合。
- (6) 入力情報の改竄を行った場合。
- (7) パスワードを不正に使用した場合。
- (8) 会員WEBサイトの運営を妨害した場合。
- (9) 本規則のいずれかに違反した場合。
- (10) 当行の名誉を著しく毀損した場合。
- (11) 2年間会員WEBサイトへログインがない場合。
- (12) その他当行が会員として不適當と判断した場合。
2. 会員が前項に該当して、当行が損害を被った場合、当行は被った損害の賠償を当該会員に対して請求できるものとします。

第17条(Eメールアドレス)

1. Eメールアドレスは会員の個人用のものを登録するものとします。
2. 当行は、会員宛連絡の手段として登録されたEメールアドレスを使用する場合があります。当行が連絡手段としてEメールアドレスを使用する際、登録されたEメールアドレスが第三者と共用されているなどの理由により会員に不利益が生じた場合でも、当行はその責を負いません。

第18条(本規則の変更)

1. 当行は会員に事前に通知することなく本規則を随時変更することができるものとし、会員はこれを承諾します。
2. 会員が本規則の変更後最初に本サービスを利用した時点で当該変更に同意したものとみなします。

第19条(当行からの通知)

1. 前条の場合の他当行が必要と判断した場合、当行は会員に対し随時必要な事項を通知します。
2. 前項通知の内容は、会員WEBサイト上に表示した時点で直ちに全ての会員が了承したものとみなします。

【問合せ窓口】

個人情報に関するお問合せや、開示等の申出等に関しましては、下記までお願いします。

株式会社肥後銀行

〒860-8615 熊本市中央区練兵町一番地

(お問合せダイヤル) 096-326-8666

附則1

1. この規則は、平成27年4月1日から適用します
2. 運営会社を株式会社肥銀コンピュータサービスから肥銀カード株式会社へ変更

附則2

1. この規則は、2024年7月1日から適用します
2. 運営会社を肥銀カード株式会社から株式会社肥後銀行へ変更